

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会人権施策推進基本計画推進部会設置  
要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市の人権施策の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に人権施策推進基本計画(以下「基本計画」という。)推進部会(以下「推進部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画の推進に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進部会は、別表に掲げる関係部課をもって組織する。

2 部会長は、市民・こども局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

(部会長の責務)

第4条 部会長は、当該推進部会の事務を総理する。

(会議)

第5条 推進部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、市民・こども局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が推進部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

関 係 部 課	総務局	人材育成課
	総合企画局	都市経営部企画調整課
	健康福祉局	総務部企画課
		長寿社会部高齢者事業推進課
		健康安全室
		保健医療部地域医療課
		地域福祉部地域福祉課
		障害保健福祉部障害計画課
		障害保健福祉部精神保健福祉センター
	まちづくり局	市街地開発部住宅整備課
	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
	教育委員会	総務部人権・共生教育担当
		学校教育部指導課
		生涯学習部生涯学習推進課
		総合教育センターカリキュラムセンター
	市民・こども局	人権・男女共同参画室
こども本部こども支援部こども福祉課		